

～修学資金貸付金に係る債権の回収の事務について、 住基ネットを利用します～

千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金の貸付けを受けた方又はその連帯保証人の住所や氏名等の確認は、これまで県が市町村に対して職権で請求した住民票の写しで行っていましたが、平成25年4月1日からは住民基本台帳ネットワークシステムで行います。

これにより、公用請求にかかる事務の削減や、住所調査等の効率化を図ることができるようになります。

1 変更となる事務の概要

千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金の貸付けを受けた方等については、住所に変更があった場合に、住所変更届を提出していただきますが、転居後も変更届の提出がない場合には、県が市町村に対して職権で住民票の写しを取り寄せることで、住所調査を行ってました。

平成25年4月1日からは、上記のような事態が生じた場合には、住基ネットを利用して住所調査を行います。

2 調査の対象となる人

- ・ 借受人
- ・ 連帯保証人

3 調査を行うとき

- ・ 転居後も住所変更届の提出がない場合
- ・ 通知を出しても宛先不明で戻ってくる場合

4 調査の内容

- ・ 氏名、住所の変更の事実の確認
- ・ 生存の確認

5 お問い合わせ先

千葉市中央区市場町1番1号

千葉県 健康福祉部 健康福祉指導課 調整指導室

電話 043-223-2606

FAX 043-222-6294